

第11次
北杜市交通安全計画
(令和3年度～令和7年度)

～交通事故のない社会をめざして～

北杜市交通安全対策会議

ま え が き

北杜市及び北杜市の前身である各町村は、道路交通の安全に関する施策を総合的かつ組織的に推進するため、昭和46年度以降、これまで10次にわたり「交通安全計画（5カ年計画）」を作成し、県及び関係機関・団体が一体となり各種の施策を実施してきました。

その結果、交通事故の発生件数、死者数は減少傾向で推移しています。

これは、市、県、関係機関・団体はもとより、市民一人ひとりが交通安全に対して積極的に取り組んできた成果でもあります。

国は、第11次交通安全基本計画で、「令和7年までに、年間の24時間死者数を2,000人以下、重傷者数を22,000人以下とし、世界一安全な道路交通を実現する。」とする目標を設定しました。

市といたしましても、この高い目標の実現に向けて積極的かつ着実な施策の展開を図り、市民の安全と安心を確保していくことが極めて重要です。

事故のない社会を実現するため、市、県、関係機関・団体のみならず、市民一人ひとりが、交通事故の危険性を十分認識したうえで、交通事故のない社会を目指し、交通事故を起こさない、交通事故に遭わないという意識を再認識し、自ら安全で安心な交通社会を構築していこうという意識を持つことが重要です。

この第11次北杜市交通安全計画は、交通安全対策基本法に基づき、人命尊重の理念の下に、交通事故のない社会を目指すという観点に立ち、令和3年度から令和7年度までの5年間に北杜市において講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものです。この計画に基づき、市、県、関係機関・団体においては、市民の理解と協力のもと、地域の交通実態に即した効果的な交通安全施策を推進していきます。

目 次

- 交通安全計画施策体系図 1
- 計画策定の考え方 2
- 第1章 道路交通の安全 4
 - 第1節 道路交通事故のない社会を目指して 4
 - 第2節 道路交通安全についての目標 5
 - 1 道路交通事故の現状と今後の展望 5
 - (1) 道路交通事故の現状 5
 - (2) 道路交通を取り巻く状況の展望 7
 - 2 交通安全計画における目標 8
 - 第3節 道路交通安全についての対策 9
 - 1 今後の道路交通安全対策を考える視点 9
 - (1) 高齢者及び子どもの安全確保 9
 - (2) 生活道路及び幹線道路における安全確保 9
 - 2 講じようとする施策 10
 - (1) 道路交通環境の整備 10
 - (2) 交通安全思想の普及徹底 11
 - (3) 道路交通秩序の維持・向上 11
 - (4) 救助・救急活動の充実 11
 - (5) 交通事故被害者支援の推進 11

第11次北杜市交通安全計画施策体系図

交通事故のない社会の実現 = 安全・安心で明るい杜づくり

期 間 令和3年度～令和7年度（5箇年）
基本理念 真に豊かで活力のある社会を構築していくためには、その前提として市民の安全と安心を確保していくことが極めて重要である。
 人命尊重の理念に基づき、また交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失を勘案して、究極的には交通事故のない社会を目指す。
推進主体 (1) 行政機関（北杜市、県・国の地方行政機関）
 (2) 交通関係団体、ボランティア等
 (3) 市民

交通安全基本計画（中央交通安全対策会議）
 山梨県交通安全計画（山梨県交通安全対策会議）

北杜市交通安全計画

道 路 交 通 の 安 全

1. 交通安全計画における目標
- 計画期間（令和3～7年）における目標
 - (1) 交通事故死者数を年間平均1人未満とする。
 - (2) 人身交通事故件数を年間平均100件以下とする。
 - 全席シートベルト・チャイルドシートの着用率100%を目指す。
 - 飲酒運転の根絶を目指す。

2. 道路交通の安全についての対策
- 〈今後の道路交通安全対策を考える視点〉
1. 高齢者及び子どもの安全確保
 2. 生活道路及び幹線道路における安全確保

- 〈講じようとする施策〉
- (1) 道路交通環境の整備
 - (2) 交通安全思想の普及徹底
 - (3) 道路交通秩序の維持・向上
 - (4) 救助・救急活動の充実
 - (5) 交通事故被害者支援の推進

- 施策体系と関係機関
- (1) 道路交通環境の整備
 - 〔関係機関〕 各道路管理者、北杜警察署、県交通政策課
 - 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間等の整備
 - 幹線道路における交通安全対策の推進
 - 交通安全施設等整備事業の推進
 - (2) 交通安全思想の普及徹底
 - 〔関係機関〕 各保育園、各小学校、北杜警察署
 - 幼児・児童に対する交通安全教育の推進
 - 高齢者に対する交通安全事業の推進
 - (3) 道路交通秩序の維持・向上
 - 〔関係機関〕 北杜警察署、北杜市企画課
 - 交通安全運動の推進
 - すべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底
 - チャイルドシートの正しい使用の徹底
 - 飲酒運転の根絶に向けた規範意識の確立
 - 高齢者運転免許自主返納の促進
 - 効果的な啓発・広報活動の実施
 - (4) 救助・救急活動の充実
 - 〔関係機関〕 峡北広域行政事務組合消防本部、北杜市消防防災課
 - 自動体外式除細動器の使用も含めた応急手当の普及啓発活動の推進
 - (5) 交通事故被害者支援の推進
 - 〔関係機関〕 県民生活センター、北杜市総務課
 - 交通事故相談活動の推進
 - 交通災害共済への加入促進

◇ 計画策定の考え方 ◇

1 計画策定の趣旨

交通安全対策基本法に基づき、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的として、北杜市及び北杜市の前身である各町村は、昭和46年度以降、これまで10次にわたり「交通安全計画(5カ年計画)」を作成し、関係機関等が一体となって、各種の施策を実施してきた。

その結果、人身交通事故発生件数は、平成28年から令和2年まで年間110件以下で推移しているが、一方で、死者数は1桁台で推移しているものの、微増微減を繰り返している。

第10次の計画は、令和2年度で終了したが、本格的な人口の減少と超高齢化社会の到来という、かつて経験したことのない新たな時代を迎えたところであり、このような大きな環境変化を乗り越え、真に豊かで活力のある社会を構築していくためには、その前提として市民の安全と安心を確保していくことが極めて重要であり、交通安全の確保は、安全で安心な社会の実現を図っていくための重要な要素である。そのため、人命尊重の理念に基づき、交通事故のない社会を目指し、令和3年度を開始年度とする「第11次北杜市交通安全計画」を作成して、実効性のある対策を重点的かつ計画的に推進していくものとする。

2 計画の性格

交通安全対策基本法を根拠として、北杜市が県の第11次交通安全基本計画に基づき作成するもので、本市における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるものである。

	(国)	(都道府県)	(市町村)
長期計画	交通安全基本計画	交通安全計画	交通安全計画
単年度計画	交通安全業務計画 (指定行政機関の長)	交通安全実施計画	交通安全実施計画 (作成は任意)

3 計画の期間

令和3年度から7年度までの5年間とする。

4 計画の基本理念

本市では、平成29年3月策定の、第2次北杜市総合計画基本構想において、施策の大綱である8つの杜づくりのひとつとして「安全・安心で明るい杜づくり」を掲げており、交通安全対策の充実により、交通事故のない安全・安心なまちづくりを推進している。

よって、人命尊重の理念に基づき、また交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失も勘案して、究極的には交通事故のない社会を目指すべきである。

5 計画の推進主体

(1) 行政機関

ア 北杜市

計画事業を着実に推進するとともに、事業の実施にあたっては、国の地方行政機関、県、交通関係団体等と連携して総合的に推進する。

イ 国・県の地方行政機関

本計画の事業を推進するほか、県、市町村、交通関係団体等と連携・協力して必要な事業を推進する。

(2) 交通関係団体、ボランティア等

地域における交通関係団体やボランティアは、それぞれの地域の市町村や警察署と連携し、あるいは相互に協力しながら、効果的な交通安全対策を進めていくことが求められている。

(3) 市民

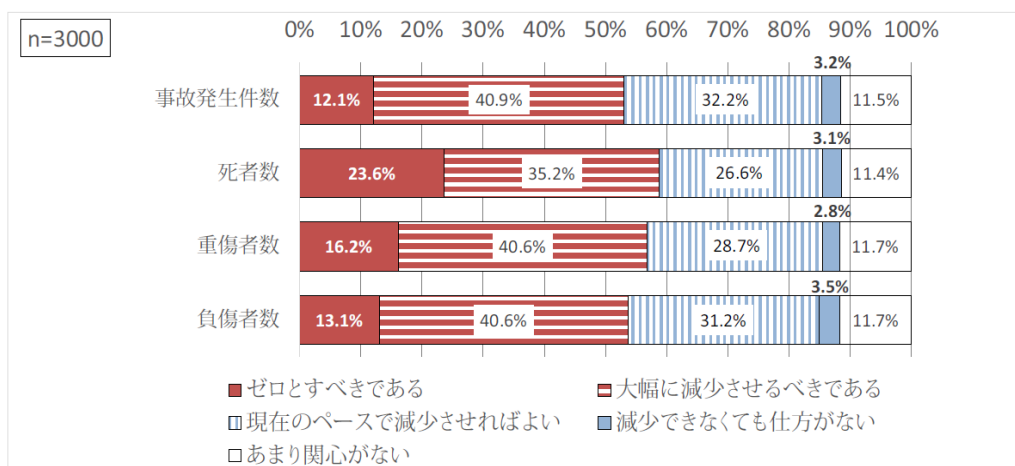
交通社会に参加するすべての市民が、交通事故の危険性を十分認識した上で、交通事故のない社会を目指し、交通事故を起こさない、交通事故にあわないという意識を再確認し、身近な地域や団体において、自ら具体的な目標や方針を設定したり、交通安全に関する各種活動に直接かかわっていくなど、安全で安心な交通社会の形成に積極的に関与していくことが求められている。

◇ 道路交通の安全 ◇

第1節 道路交通事故のない社会を目指して

- 安全で安心な社会を実現させ、高齢者、障害者等を含むすべての人々が、相互理解と思いやりをもって行動する共生の交通社会の形成を図ることが必要である。
- 令和元年度に内閣府が実施した交通安全意識等に関する国民アンケート調査によると、半数以上の人々が、交通事故をゼロとすべきである、あるいは、大幅に減少させるべきであると考えている（図 1-1）。
人命尊重の理念に基づき、究極的には、交通事故のない社会を目指すべきである。そのためには、積極的に交通安全対策を実施することにより、交通事故の減少を図ることが必要である。
- 交通安全に関しては、現在、様々な施策メニューがあるが、それぞれの地域の実情を踏まえた上で、その地域に最も効果的な施策を組合せ、地域が主体となって行うべきである。
また、交通安全は総合的なまちづくりの中で実現されていくものであるため、行政、学校、家庭、職場、団体、企業等が役割分担しながらその連携を強化する必要がある。
さらに、住民が、交通安全に関する各種活動に対して、その計画、実行、評価の各場面において様々な形で積極的に参加しながら、交通安全に対する理解を深め、互いに交通安全意識を高めて、共有していくことが有効である。

図 1-1 交通事故に関して、今後 5 年ほどを見据えた全体的な目指すべき方向性



出展：道路交通安全に関する基本政策等に係る調査報告書（内閣府令和 2 年 3 月）

注：【調査期間】令和元年 11 月、【調査対象】全国の 16 歳以上の男女（標本数：3000 サンプル）

第2節 道路交通安全についての目標

1 道路交通事故の現状と今後の展望

(1) 道路交通事故の現状

ア 交通事故発生件数、死傷者数の推移

○ 本市の交通事故発生件数と負傷者数は、過去10年間で減少傾向が続いており、令和元年は、発生件数98件、負傷者数119名となり、ともに平成23年と比較すると半数近くに減少している。令和2年は、新型コロナウイルス感染症による外出自粛等の影響もあり、さらに減少し、発生件数57件、負傷者数72名となっている。（図2-1、表2-1）

○ 交通事故による死者数は、平成23年から5人以下で推移し、直近では、令和元年の1人を最後に、令和3年5月31日時点まで死者数ゼロとなっている。（表2-1）

図2-1 北杜市内の過去10年間の道路交通事故発生件数、死傷者数の推移

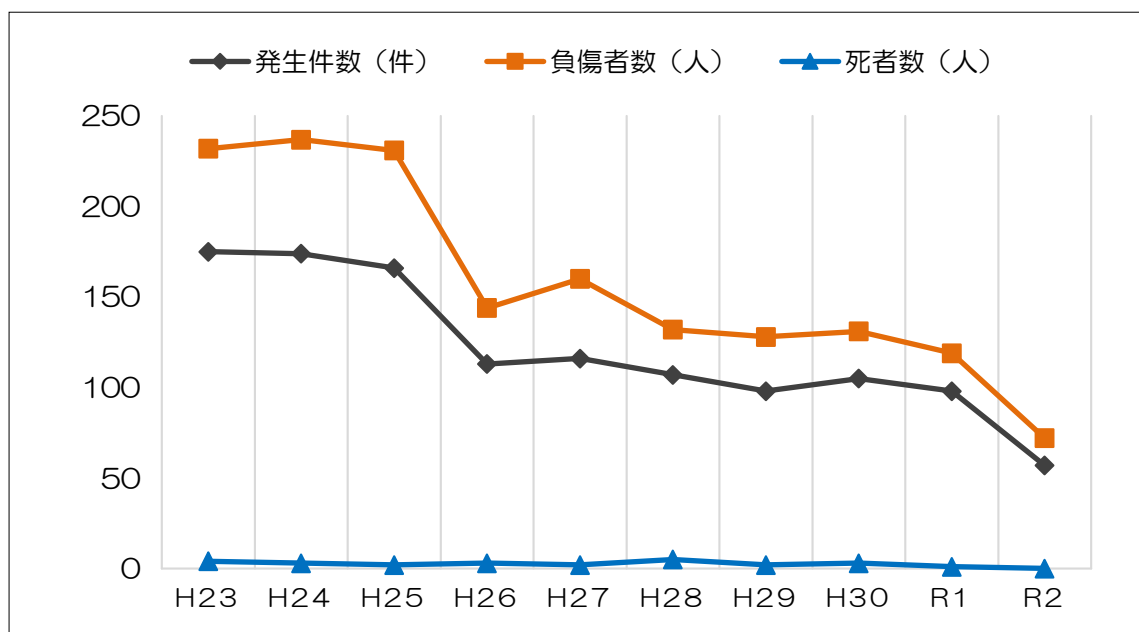


表2-1 北杜市内の過去10年間の道路交通事故発生件数、死傷者数

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
発生件数 (件)	175	174	166	113	116	107	98	105	98	57
負傷者数 (人)	232	237	231	144	160	132	128	131	119	72
死者数 (人)	4	3	2	3	2	5	2	3	1	0

注：北杜警察署資料より

イ 近年の交通事故の特徴

北杜市における近年の交通事故の特徴は次のとおりである。

○ 60歳以上が関与する交通事故は、全体の30%~40%を占めており、高齢者層が第1当事者となる割合が高くなっている。(図2-2)

○ 市外住居者が関与する交通事故は、全体の約50%を占めている。(図2-3)

図2-2 北杜市内の過去10年間の年齢別第一当事者事故件数の割合

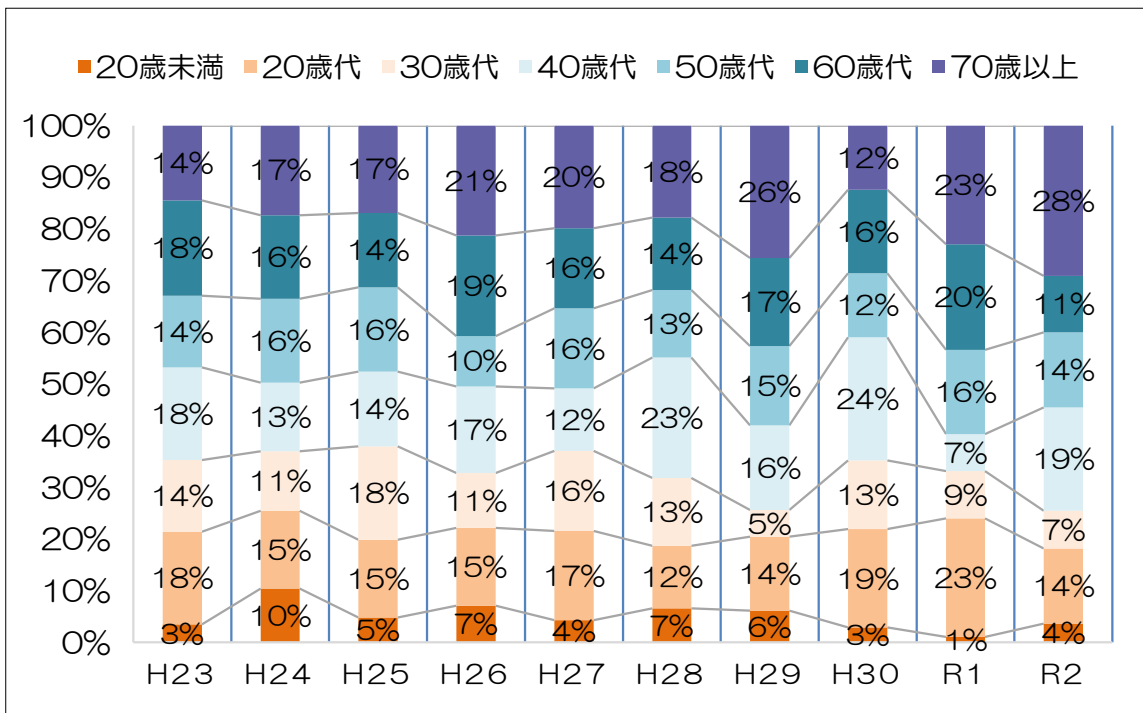


表2-2 北杜市内の過去10年間の年齢別第一当事者事故件数

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
20歳未満	6	18	8	8	5	7	6	3	1	2
20歳代	31	26	25	17	20	13	14	20	22	8
30歳代	24	20	30	12	18	14	5	14	9	4
40歳代	31	23	24	19	14	25	16	25	7	11
50歳代	24	28	27	11	18	14	15	13	16	8
60歳代	32	28	24	22	18	15	16	17	20	6
70歳以上	25	30	28	24	23	19	25	13	22	16

※H23、H24、H29、R1、R2については、上記以外に年齢不明者が各1~2名いるため、合計値は表2-1の発件数と一致しない。

注：北杜警察署資料より

図 2-3 北杜市内の過去 10 年間の居住別第一当事者事故件数の割合

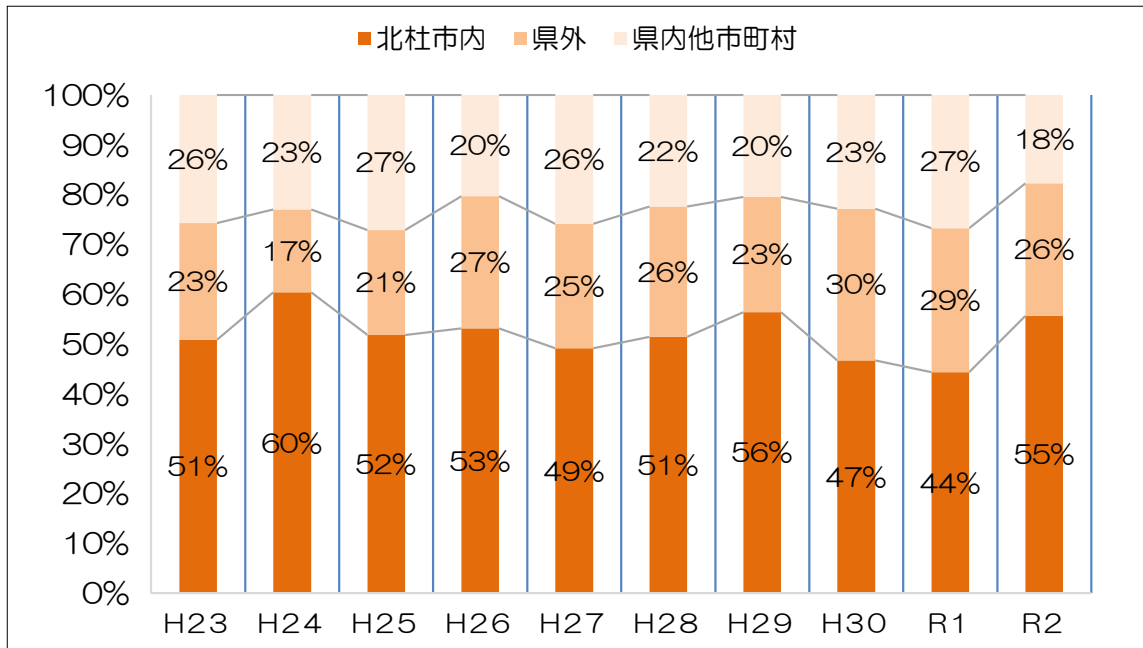


表 2-3 北杜市内の過去 10 年間の居住別第一当事者事故件数

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
北杜市内	89	105	86	60	57	55	55	49	43	31
県外	41	29	35	30	29	28	22	32	28	15
県内各市町村	45	40	45	23	30	24	20	24	26	10

※H29、R1、R2については、上記以外に居住地不明者が各 1 名いるため、合計値は表 2-1 の発生件数と一致しない。
注：北杜警察署資料より

(2) 道路交通を取り巻く状況の展望

本市の道路交通を取り巻く状況を展望すると、次のような特性があり、道路交通に大きな影響を与えるものと考えられる。

- 本市の総人口に占める高齢者の割合は、令和 2 年 4 月 1 日現在で、約 2.6 人に 1 人が 65 歳以上であり、全国平均の約 3.5 人に 1 人、山梨県の約 3.3 人に 1 人を上回っている。このことから、交通死亡事故の当事者となる比率の高い高齢者人口の増加と高齢者の運転免許保有者の増加への対策が必要となる。※1

※1・・・基準数値は、令和 2 年度高齢者福祉基礎調査（山梨県）より

- 山梨県における運転免許保有率や車両保有率は全国でもトップクラスで推移しており、北杜市においても同様である。市民の移動手段としてマイカーがその中心的役割を担っており、運転免許保有者、車両保有者はさらに増加していくものと推測され、マイカー中心の道路交通環境への対策が必要となる。
- また観光客の交通手段もマイカー中心となっている状況であることから、安全・安心な交通環境を形成していかなければならない。

2 交通安全計画における目標

本市においては交通安全計画における目標数値を次のとおり設定する。

- 国の第11次交通安全基本計画においては、同基本計画期間最終年の令和7年までに、24時間死者数2,000人以下に、重傷者数を22,000人以下とする目標が示された。
- 県の第11次交通安全計画においては、交通事故を減少させていくための目標数値として、本計画の最終年における令和7年において、年間の交通事故発生件数を2,000件以下、死者数を20人以下、重傷者数を260人以下が示された。また数値目標以外にも「飲酒運転の根絶を目指す」、「全席シートベルト及びチャイルドシートの着用率100%を目指す」が目標として示された。
- 本市においても、第2次北杜市総合計画基本構想の施策大綱として「安全・安心で明るい杜づくり」を掲げ、交通事故のない安全・安心なまちづくりを推進していることから、交通事故を減少させていくための目標数値として、本計画期間における年間の平均死者数を1人未満とする。
- 本計画における最優先の目標は死者数の減少であるが、事故そのものの減少に対しても一層積極的に取り組み、本計画期間における年間の平均人身交通事故件数について100件以下を目指すものとする。
- また、県の第11次交通安全計画を鑑み、「全席シートベルト及びチャイルドシートの着用率100%を目指す」、「飲酒運転の根絶を目指す」についても、第10次計画に引き続き目標とする。

表2-4 本市の目標数値

区分	期間	目標数値 (5年間の平均値)	
		第11次北杜市 交通安全計画	令和3年度～ 令和7年度
		死者数 (人)	年間1人未満 ※2

※1 新型コロナウイルス感染症の影響があった令和2年を除いた場合に、第10次計画期間中の年間平均発生件数が「102件」であったことから、道路交通事故の見通し、国、県の目標数値を勘案し設定。

※2 新型コロナウイルス感染症の影響があった令和2年を除いた場合に、第10次計画期間中の年間平均死者数が「2.8人」、また最も少ない令和元年が「1人」であったことから、道路交通事故の見通し、国、県の目標数値を勘案し設定。

第3節 道路交通の安全についての対策

1 今後の道路交通安全対策を考える視点

従来の交通安全対策を基本としつつ、経済社会情勢、交通情勢の変化等に対応し、また、実際に発生した交通事故に関する情報の収集、分析を充実させ、より効果的な対策への改善を図る。

対策の実施に当たっては、可能な限り対策ごとの目標を設定するとともに、その実施後において効果評価を行い、必要に応じて改善していくことも必要である。

最近及び今後の経済社会情勢や交通情勢等を踏まえると、今後対策を実施していくに当たっては、特に、次のような視点を重視して対策の推進を図る。

(1) 高齢者及び子どもの安全確保

本市は全国及び県と比較すると高齢化が進んでおり、高齢者が関与する交通事故が増加傾向にあることを踏まえると、高齢者が安全にかつ安心して外出したり移動したりできるような交通社会の形成が必要である。

その際、多様な高齢者の実像を踏まえたきめ細かくて総合的な交通安全対策を推進するべきであり、特に、高齢者自身の特性理解とともに、高齢者を取り巻く環境に生活する若者や中高年にも高齢者の特性に対する理解を深め、高齢者に関連した事故を起こさないよう対策を図っていくことが喫緊の課題である。

また、少子化の進展も深刻な問題であり、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現が求められている。

そのため、子どもと、子どもを取り巻く環境に生活する大人に対し、交通安全意識の向上を図るとともに、通学路等における交通安全対策についても、積極的に推進していく必要がある。

(2) 生活道路及び幹線道路における安全確保

本市における交通事故は、図 3-1 及び表 3-1 のとおり、国道、県道、市道のいずれの道路種別においても大きな偏りなく発生していることから、画一的な交通安全対策ではなく、道路ごとに対策を講じる必要がある。

「どの道路で」、「どの場所で」、「どのようにして」発生したのかを検証し、より集中的な対策を講ずるとともに、これに類似する他の区間を明確にし、交通事故を発生させない対策を立案する。

生活道路でもある市道等においては、通学・通園路として利用されていることから、安全な走行の普及等の対策を講じるとともに、歩行者に対しても正しい交通ルールの普及・浸透を図るなど、生活道路における交通の安全を確保するための総合的な対策を一層推進する必要がある。

このためには、道路管理者等の関係機関はもとより、地域住民の主体的な参加と取組が不可欠であり、対策の検討や関係者間での合意形成において中心的な役割を果たす人材の育成も重要な課題となる。

図 3-1 北杜市内の過去10年間の道路別交通事故件数の割合

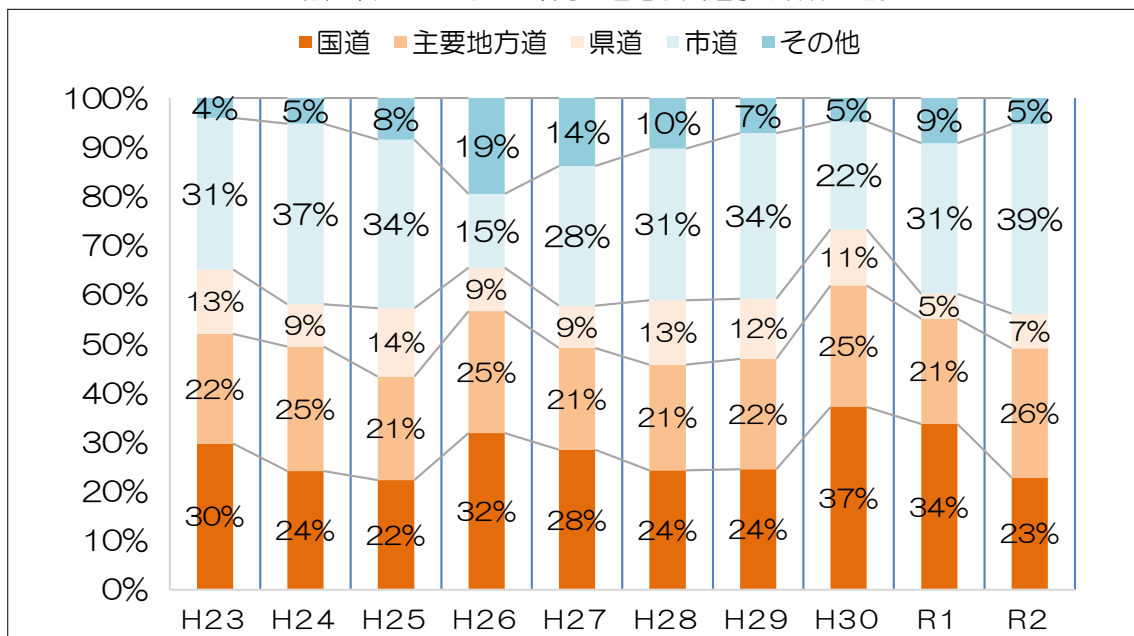


表 3-1 北杜市内の過去10年間の道路別交通事故件数

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
国道	52	42	37	36	33	26	24	39	33	13
主要地方道	39	44	35	28	24	23	22	26	21	15
一般県道	23	15	23	10	10	14	12	12	5	4
市道	54	64	57	17	33	33	33	23	30	22
その他	7	9	14	22	16	11	7	5	9	3

注、北杜警察署資料より

2 講じようとする施策

次の5項目について、各関係機関と連携し、各種交通安全施策を積極的に講じることとする。

(1) 道路交通環境の整備

【関係機関】 各道路管理者、北杜警察署、県交通政策課

道路交通環境の整備を考えるに当たっては、事故要因や有効な対策について十分な分析を行った上で、効果的・効率的、また、地域のニーズを踏まえた対策を推進する。

- ・ 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- ・ 幹線道路における交通安全対策の推進
- ・ 交通安全施設等整備事業の推進

(2) 交通安全思想の普及徹底

〔関係機関〕 各保育園、各小中学校、北杜警察署

幼児から成人に至るまで段階的かつ体系的な交通安全教育を行うとともに、高齢者自身の交通安全意識の向上を図る。また、多角的な交通安全教育・事業を実施し、関係者が互いに連携をとりながら地域ぐるみの活動が推進されるよう促す。

- ・ 幼児・児童に対する交通安全教育の推進
- ・ 高齢者に対する交通安全事業の推進

(3) 道路交通秩序の維持・向上

〔関係機関〕 北杜警察署、北杜市企画課

道路交通秩序を維持・向上するためには、市民一人ひとりに交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることが重要である。交通安全運動や啓発活動等を通して、前述の(2)交通安全思想の普及徹底とともに、道路交通秩序に対する意識の高揚を図る。また、市民だけでなく、観光客に対しても同様の対策を講じる。

- ・ 交通安全運動の推進
- ・ すべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底
- ・ チャイルドシートの正しい使用の徹底
- ・ 飲酒運転の根絶に向けた規範意識の確立
- ・ 高齢者運転免許自主返納の促進
- ・ 効果的な啓発・広報活動の実施

(4) 救助・救急活動の充実

〔関係機関〕 峡北広域行政事務組合消防本部、北杜市消防防災課

交通事故による負傷者の救命を図るため、救助・救急体制の整備を推進する。特に、負傷者の救命率・救命効果の一層の向上を図る観点から、救急現場等における応急手当の普及等を推進する。

- ・ 自動体外式除細動器の使用も含めた応急手当の普及啓発活動の推進

(5) 交通事故被害者支援の推進

〔関係機関〕 県民生活センター、北杜市総務課

交通事故被害者等は、交通事故により多大な肉体的、精神的及び経済的打撃を受けており、このような交通事故被害者等を支援することは極めて重要であることから、犯罪被害者等基本法等の下、交通事故被害者等のための施策を推進する。

- ・ 交通事故相談活動の推進
- ・ 交通災害共済への加入促進